

貨物自動車運送事業の運転者の改善基準告示

1. 主な改善基準告示の概要（平成27年9月1日改正）

項 目		改 善 基 準 告 示 の 内 容
拘束時間		1ヶ月 293時間 （労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可） 1日 原則 13時間 最大 16時間（15時間超えは1週2回まで）
休息期間		継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること
拘束時間・休息期間の特例	休息期間	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間、1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可。（一定期間における全勤務回数の1/2が限度）
	2人乗務	1日 20時間 2人乗務（ベッド付）の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務	2暦日 21時間 2週間で3回までは24時間が可能。（夜間4時間以上の仮眠が必要）ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要。
	フェリー	フェリー乗船時間は、原則として、休息期間とする。乗船時間が8時間（2人乗務は4時間、隔日勤務は20時間）を超える場合には、原則として、フェリー下船時刻から次の勤務が開始。
運転時間		2日平均で1日当たり9時間 2週間平均で1週間当たり44時間
連続運転時間		4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）
休日		休日は休息期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
休日労働		2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
時間外労働		1日、2週間、1ヶ月以上3ヶ月、1年の上限を労使協定で締結。（36協定）
労働時間		労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。